諮問番号：令和元年度諮問第１７号

答申番号：令和元年度答申第２３号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年６月７日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

　　本件処分に係る処分庁からの通知書には、処分庁管内の○○○○○に住んでいないと記載されているが、処分庁の職員に対し「住んでいない」とは言っていない。処分庁管外の○○宅（以下「Ａ宅」という。）に一時避難したことはあったが、衣類やごみ箱も処分庁管内のマンション（以下「本件マンション」という。）に置いており、居住実態があるにもかかわらず、居住実態が確認できないとして保護を廃止したことは、違法であり、不当である。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁の判断について

本件についてみると、処分庁は、法第２９条に基づく調査の結果、平成２９年４月分の電気使用量が０ｋＷｈであったこと、同年６月１日の面談及び家庭訪問により確認した事項、さらに、家庭訪問当日もＡ宅へ帰宅していることから、同年４月１日以降、本件マンションには審査請求人の居住事実はないと判断したものと認められ、処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

（２）居住地保護の実施責任について

審査請求人と処分庁の主張には相違があるものの、後記第５の１の（２）（３）のとおり、居住地保護の実施責任は、要保護者の居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所を所管する保護の実施機関が負うこととなっていることから、本件マンションに居住事実がない以上、処分庁が居住地保護を継続することは妥当ではない。

（３）まとめ

以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁職員の対応等について縷々不満を述べているが、行政不服審査法に基づく審査請求は、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分を対象とするものであることから、当審査の判断外事項である。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年　８月２６日　　　諮問書の受領

令和元年　８月２７日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：９月１０日

口頭意見陳述申立期限：９月１０日

令和元年　９月　５日　　　第１回審議

令和元年１０月１８日　　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１９条第１項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」と定め、同項第１号において「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」とし、同項第２号において「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と定めている。

（２）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知）の第２において、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。」と定めている。

（３）「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の第２の（１）は、「居住地保護の実施責任は、要保護者の居住地によって定められるが、生活保護でいう居住地とは、生活保護が最低生活の保障を目的としていること及び保護の実施上世帯単位の原則によっていることから、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいう。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（以下「事件記録」という。）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年３月１日付けで、処分庁は審査請求人に対し法による保護を開始した。

（２）平成２９年５月１６日、処分庁は○○○○株式会社（以下「Ｂ」という。）に対し審査請求人の電気契約に係る直近３か月の月別使用量及び請求金額の調査を行った。

（３）平成２９年５月２６日、処分庁はＢから同月２２日付けの「調査関係事項照会書に対する回答について（以下「Ｂ回答書」という。）」を受領した。Ｂ回答書によれば、審査請求人の月別使用量等について、平成２９年２月が１０ｋＷｈ（１，０２７円）、平成２９年３月が５ｋＷｈ（１，３０６円）、平成２９年４月が０ｋＷｈ（５９４円）であった。

（４）平成２９年６月１日のケース記録票には、処分庁はＢ回答書を踏まえ、○○○○○保健福祉センターにおいて審査請求人に対し居住実態について聞き取り調査を行い、審査請求人が本件マンションに居住している旨主張したため、審査請求人と共に処分庁の職員２名が本件マンションを家庭訪問したことが記載されている。

　　　また、本件マンションはオール電化であること、室内に家具家電は配置されているが使用感がないこと、冷蔵庫はコンセントが抜かれ中には何も入っていなかったこと、洗濯機はホースが外されており、審査請求人によれば入居後一度も使用していないこと、カーテン、各種洗剤、トイレットペーパー、ごみ（箱）、衣類等の生活に最低限必要と思われる物品がなく、審査請求人によれば衣類はＡ宅に運んだことが記載されている。

さらに、職員から「住んでいませんね。」と確認したところ、審査請求人から「住んでいない。」と答えたこと、処分庁の職員の家庭訪問当日も審査請求人は○○○○○○○○○にあるＡ宅に帰ると話したことが記載されている。

（５）平成２９年６月７日、処分庁はケース診断会議を開催し、電気使用量、審査請求人への聞き取り、実態調査の結果から、審査請求人が本件マンションで生活していないことは明白であり、実質的にはＡ宅に居住実態があったことから、処分庁において保護を適用する必要はないと判断でき、家庭訪問を実施した同月１日においてもＡ宅に戻っていることから、同日付けで保護を廃止することを決定した。

（６）平成２９年６月７日付けで、処分庁は本件処分を行った。

（７）平成２９年９月５日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）上記1及び２に基づき、本件についてみると、オール電化の本件マンションに係る平成２９年４月分の電気使用量が０ｋＷｈであったこと、平成２９年６月１日に審査請求人と共に処分庁の職員が本件マンションを家庭訪問し、衣類等の生活に最低限必要と思われる物品がなかったことから、処分庁が、本件マンションに審査請求人の居住実態がないと判断したことには、合理性が認められる。

これらのことから、処分庁が前記１の（１）の所管区域内に居住地を有する要保護者（法第１９条第１項第１号）に該当しないと判断したことに違法又は不当な点は認められない。

（２）なお、審査請求人は、処分庁の職員に対し「住んでいない」とは言っていないこと、Ａ宅に一時避難したことはあったが、衣類やごみ箱も本件マンションに置いている等、種々主張するが、これらの主張は、上記判断を左右するものではない。また、事件記録からは、本件マンションに審査請求人の現在地（法第１９条第１項第２号）があると認定することはできない。

（３）以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるできである。

**第６　付言**

事件記録には、平成２９年６月７日の審査請求人からの電話に対して、処分庁の職員は、「保護廃止となったので、現在が困窮状態であれば○○○へ相談に行くこと、○○○から○○へ来た時のような移管連絡はしません。」と応答したこと、審査請求人が、「当面頑張ってみる、○○○へは保護の申請は行かないつもりである。」と発言したことが記載されている。処分庁としては、本件処分後もなお審査請求人が保護を必要とする状態であることに対する懸念を有していたことがうかがえる。

保護の廃止は、審査請求人にとって重大な不利益処分であることに鑑みれば、Ａ宅のある○○○に対して、本件処分をしたこと及びその理由、審査請求人の状況等を伝えることが要請される。それゆえ、「就労先への勤務実態の調査をする旨通知する」一方で、「移管連絡はしません。」という処分庁の姿勢には問題が残ると言わなければならない。処分庁には、保護の廃止後もなおその相手方の状況を見守る等の配慮が求められる。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子